

石狩川中流岩見沢圏域
河川整備計画(変更)

平成21年3月
(令和4年2月部分改定)

北 海 道

策定及び改定経過

区 分	年 月	備 考
策 定	平成 21 年 3 月	
第 1 回 部分改定	平成 29 年 7 月	
第 2 回 部分改定	令和 4 年 2 月	今回改定

石狩川中流岩見沢圏域

河川整備計画（変更）

目 次

第1章 対象流域と河川の現況	1
第1節 対象圏域の概要	1
第2節 圏域及び圏域内河川の現状	3
第2章 河川整備の目標に関する事項	13
第1節 計画対象区間及び優先整備区間	13
第2節 計画対象期間	13
第3節 洪水による災害の発生の防止又は軽減に関する事項	15
第4節 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持並びに 河川環境の整備と保全に関する事項	16
第3章 河川整備の実施に関する事項	19
第1節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに 当該河川の施行により設置される河川管理施設の機能の概要	19
第2節 河川の維持の目的、種類及び施行の場所	39
第4章 河川の情報の提供、地域や関係機関との連携等に関する事項	41
第1節 地域や関係機関との連携等に関する事項	41
第2節 河川情報の提供の促進	41
第3節 河川にかかる調査・研究などの推進	41

第1章 対象流域と河川の現況

第1節 対象圏域の概要

石狩川^{いしかり}は、北海道の面積の6分の1に相当する14,330 km²の広大な流域面積を有していることから、北海道知事が管理する河川の整備計画策定にあたっては、流域特性を考慮して10圏域に区分した。

本整備計画において対象とする「石狩川中流岩見沢圏域^{いわみざわ}」は、石狩川水系の中流域にあたり、岩見沢市^{いわみざわ}、美唄市^{びばい}、三笠市^{みかさ}の3市で構成される圏域である。



石狩川中流岩見沢圏域

1. 地形・地質

圏域は「石狩低地帯」と呼ばれる低平地が南北に走る地形からなり、苫小牧^{とまこまい}から北方に延びる石狩低地帯は岩見沢付近で枝分かれし、一方は北西方向へ延びて石狩湾に抜け、もう一方は滝川^{たきかわ}方向に連なる砂川^{すながわ}低地帯を形成する。本圏域はこの石狩低地帯の東縁部に位置している。

2. 気候

圏域の気候は内陸性気候であり、南部と北部において気象状況は異なり、南部は比較的温暖で、北部は低温で寒暖の差が大きくなっている。

圏域の年平均気温は7℃前後である。このうち6月から9月にかけての平均気温は概ね15℃以上となっており、北海道内においては比較的温暖であることから、水稻栽培に適した気象条件となっている。

降水量は、年間約1,200mmであり、春季に少ない傾向にあるが、冬季における積雪は年間約8mとなり、道内主要地点と比較して多く、特別豪雪地帯の指定を受けている。

3. 人口・産業

圏域の人口は、昭和55年に15万5千人であったが、平成27年に11万7千人と漸減傾向にあり、岩見沢市を除く他の市では、農業の近代化や炭鉱の閉山等の影響から減少を続けている。

圏域の産業は、農業を中核として、観光・商業・工業が発展している。特に稲作は、肥沃な大地となる石狩平野の下に北海道有数の稲作地帯となっている。また、農村景観やゆとりのある生活を楽しむ市民農園等、都市住民との交流拠点の施設整備が進んでいる。圏域の工業は、基幹産業であった石炭鉱業にかわる産業振興を図るため、空知工業団地を中心に先端技術産業や基盤的技術産業等の立地が進められている。

4. 風土・文化

岩見沢市では、レジャーランドの建設により、道央の一大観光地としても飛躍的に発展し、圏域の商業は、国道 12 号沿線に大型小売店の進出が見られるなど、市街地の活性化が図られている。

圏域の文化は、三笠市の国の天然記念物であるエゾミカサリュウ、美唄市の道指定文化財となっている美唄屯田兵屋などの他、スポーツ施設、美術館、科学館等、施設の充実が年々図られている。

5. 土地利用

圏域の土地利用は、山地が圏域の約 60%を占め、農耕地は約 35%、宅地は約 4%となっている。農耕地は岩見沢市、美唄市に主にあり、水田利用の割合が高くなっている。

圏域の交通網は、道路では圏域を南北に縦貫し札幌から旭川に通じる国道 12 号、および道央自動車道があり、鉄道では函館から小樽、札幌、岩見沢を経て旭川に通じる函館本線、および長万部から東室蘭、苫小牧を経て岩見沢に通じる室蘭本線が整備されている。

6. 自然環境

圏域の自然環境として植生は、標高、土地利用等から栗山町から岩見沢市にかけては国道 234 号を軸に、岩見沢市から美唄市にかけては道央自動車道を軸に大きく東西に分界される。標高 100～700m の東部山地においては、エゾイタヤシナノキ群落を中心とする自然植生がみられ、石狩川の後背湿地である幌向原野および美唄原野などの西部低地においては、肥沃な土地であることから水田、畑等耕作地として土地利用されているため自然植生は少ない。西部低地における人為植生は、ヤチダモを主とする耕地防風林が形成されているほか、函館本線に沿って豊幌・岩見沢間に鉄道防雪林が見られる。圏域に生息する哺乳類は、平野部ではイイズナやネズミ類が、山地部ではエゾシカ、エゾリス等が見られるほか、キタキツネが全域にわたり生息している。

鳥類については、岩見沢市民の憩いの森として活用されている利根別自然休養林に、天然記念物であるオジロワシが飛来し、平成 14 年 11 月にラムサール条約の登録を受けた宮島沼には、シベリア等北半球の繁殖地と日本国内の越冬地を往復するオオハクチョウや天然記念物のマガンが飛来する。また、河川周辺では草地や河畔林を利用するオオジシギ、モズ、エナガなどが見られる他に、アカゲラ、コゲラ等低山地で繁殖する種類が確認されている。

魚類については、絶滅危惧 I B 類（北海道レッドリスト（2018））のエゾホトケドジョウ、水生植物に産卵するトミヨ属淡水型の他、泥底に産卵するドジョウ、雑食性のコイ、ウグイ、旧川や湖沼等に生息するワカサギ等の淡水魚類が確認されている。

第2節 圏域及び圏域内河川の現状

本圏域における北海道知事管理河川は、一級河川石狩川水系の幌向川、^{ほろむいがわ}旧美唄川、^{きゅうびばいがわ}美唄川など大小合わせて53河川存在する。

圏域内の河川は、石狩川本流の水位の影響をまともに受けるとともに、流下能力が不足していることから、ひとたび大雨が降ると、しばしば全域が浸水していた。

圏域最大の流域をもつ幌向川は、昭和36年、昭和37年と2年連続して発生した洪水被害を契機として、昭和38年から昭和45年に利根別川^{とねべつがわ}合流点から上流5.5km区間の河川改修を実施している。さらに昭和42年から昭和46年に上流区間となる8.0kmの河川改修を実施している。その後、昭和50年及び同56年に堤防決壊により甚大な洪水被害に見舞われたため、石狩川の背水影響区間において、支川も合わせた堤防の強化が行われている。

本整備計画において、優先的に河川整備を実施する河川を下記に示す。

1. 河川の概要

① 利根別川

利根別川は、圏域の西部に位置する岩見沢市を南西に流下後、支川の南利根別川、東利根別川、ポントネ川を合わせ、石狩川の二次支流である幌向川に合流する、流域面積50.0km²、流路延長16.3kmの一級河川である。

上流域は、都市近郊の森林としては多くの樹木が残されており、特に南利根別川上流には、利根別自然休養林がある。

市街地を流下する中流域は、周辺に宅地や商業地が広がっているものの、親水性に配慮した河川整備が行われていることから、水際に降りられる所が随所にある。

下流域は、田園地帯を流下し、穏やかな流れを形成し、豊かな自然河岸を有しており鳥類などの生息環境となっている。

利根別川の名前の由来は、一説によるとアイヌ語「ト・ネ・ペツ（沼の・ようである・川）」が転訛したものといわれている。

② 南利根別川

南利根別川は、岩見沢市の南東に位置する標高141mの山地に源を発し、あやめ公園や岩見沢市の住宅街を流下し、利根別川に合流する流域面積3.4km²、流路延長4.5kmの一級河川である。

上流域は利根別自然休養林となっており広葉林が広がっており、下流域は住宅地となっている。

③ 東利根別川

東利根別川は、岩見沢市南東の標高約150mの山地にその源を発し、東山公園や岩見沢農業高等学校、岩見沢市内主要部を流下し、利根別川へ合流する流域面積5.6km²、流路延長5.7kmの一級河川である。

流域の約40%は市街地であり、高速道路橋下流部にて急速に市街地が広がりを見せる。

④ ポントネ川

ポントネ川は岩見沢市南の標高 111m の山地に源を發し、北西に流れ岩見沢市の住宅地を縦貫し利根別川に注ぐ、流域面積 5.4km²、流路延長 5.0km の一級河川である。

土地利用状況は上流域が丘陵林となっており、林相は針広混交林を呈している。下流域は平地であり、大部分が宅地となっている。

2. 河川改修の経緯

① 利根別川

利根別川は、これまでに度々河川の氾濫による洪水被害に見舞われており、昭和 50 年に台風 6 号により浸水面積 1,620ha、浸水家屋 1,299 棟の冠水被害が発生している。このため、幌向川合流点から 15.5 km 区間の改修を行い、平成 12 年までに全区間の河川改修が完成している。また、利根別川の合流河川である幌向川は、昭和 50 年及び同 56 年に堤防決壊により甚大な洪水被害に見舞われた。このため、石狩川の背水影響区間において堤防の強化が進められ、堤防天端幅を 4.0m から 6.0m に変更し 1.8 km 区間の堤防強化が完了している。これに伴い、支川となる利根別川においても、背水区間の早急な築堤整備を実施することにより、治水安全度の向上を図るため、幌向川合流点から協和橋上流までの約 2.8km 区間において、令和元年度までに堤防拡幅等の改修工事が完了している。

しかしながら、平成 24 年 9 月の豪雨では、浸水面積 16.4ha におよぶ被害が発生しており、地元住民から早期の事業着手が要望されている。このため、再度災害防止の観点から、ポントネ川合流点より上流区間において、河川の流下能力を向上させる河道掘削等を進め、早急に市街地の治水安全度向上を図ることが求められている。



平成 24 年 9 月の豪雨による
道道 1139 号の冠水状況 (岩見沢市)



昭和 50 年 8 月の大雨による
利根別川の氾濫状況 (岩見沢市)

② 南利根別川

南利根別川は、昭和 50 年 8 月の台風 6 号により洪水被害を受けたため、昭和 50 年度から昭和 53 年度にかけて、利根別川合流点からあやめ橋までの L=2.1km 区間において、災害復旧助成事業が実施された。その後、昭和 54 年度から昭和 57 年度にかけて、あやめ橋から大正池までの L=0.7km 区間において局部改良事業が実施された。

しかしながら、平成 24 年 9 月の豪雨では、浸水面積 58ha、床上浸水 2 戸、床下浸水 58 戸の被害が発生している。このため、平成 27 年から流下能力を向上させる河道掘削等の抜本的な改修に着手し、令和元年度までに利根別川合流点から美園幹線橋直上流までの 0.5km 区間について整備が完了している。今後は、残る美園幹線橋直上流から駒園橋の上流 1.0km 区間において、河道掘削等の河川改修を実施していく。



平成 24 年 9 月の豪雨による住宅地の浸水状況(岩見沢市)

③ 東利根別川

東利根別川は、昭和 42 年着手の利根別川改修工事において、利根別川合流点から上流 1.7km の区間について暫定改修が行われた。その後、昭和 50 年 8 月の洪水被害を受け、その上流について災害関連事業によって河道拡幅が行われ、昭和 52 年までに、管理区間内における河川整備はひとまず完了を見ている。

しかしながら、平成 24 年 9 月の豪雨では、浸水面積 0.1ha、床下浸水 2 戸の被害が発生しており、地元住民から早期の事業着手が要望されている。このため、再度災害防止の観点から、本川である利根別川と一体となって河川の流下能力を向上させる河道掘削等を進め、早急に市街地の治水安全度向上を図ることが求められている。



平成 24 年 9 月の豪雨による被災状況(岩見沢市)

④ ポントネ川

ポントネ川は、昭和 50 年 8 月の洪水被害を受け、昭和 51 年から昭和 52 年にポントネ川災害復旧助成工事が利根別川合流点より 2.4km 区間について実施されている。

しかしながら、平成 24 年 9 月の豪雨では、河岸高までの水位上昇が発生しており、地元住民から早期の事業着手が要望されている。このため、再度災害防止の観点から、本川である利根別川と一体となって河川の流下能力を向上させる河道掘削や遊水地の設置等を進め、早急に市街地の治水安全度向上を図ることが求められている。



平成 24 年 9 月の豪雨による水位上昇の状況(岩見沢市)

3. 河川環境の現状

① 利根別川

利根別川からの取水は、農業用水として利用されており、取水許可件数は2件、約43haの耕地に水を供給しており、許可水量は約0.4m³/sである。また、これまでに河川水利用による渇水被害を生じた事例は無い。

利根別川の下流域の植生は、水際にヨシ、クサヨシ等の草本群落、ヤナギ類の河畔林が形成され、水辺にはコウホネなど抽水植物が生育する。また高水敷にはオオイタドリ群落が広がる。このようなヨシやコウホネなどが生育する水辺には、ギンブナ、ウグイ、トミヨ属淡水型、イトヨなどの魚類が生息し、魚食性のカワセミ、カワウ、アオサギなどの鳥類が見られる。水際から高水敷に広がるヨシ原にはオオヨシキリなどが生息し、河畔林にはオオヨシキリに托卵するカッコウなどが生息する。また広い水面は秋から冬になるとコガモなどカモ類が集団利用する。

中流域の植生は、水際にヨシ、ミクリ、ガマなどが生え、寄州やワンドなどが形成されている。高水敷にはオオイタドリ群落が広がる。中心市街地内は河畔林がほとんどないが、管理用通路沿いに桜並木（千本桜）が整備されている。ヨシが生育する水辺には、トミヨ属淡水型、エゾウグイ、ウキゴリなどの魚類が生息し、魚食性のカワセミも見られる。中流域のうち中心市街地から離れる楓橋から上流の区間は、ヤナギ類の河畔林が見られ、アリスイ、アカゲラなどキツツキの仲間、キジバトなどが生息する。

上流域は、水際にヨシやクサヨシが茂り、水面をほぼ覆っている。このような所にはギンブナ、ヌマチチブ、ウグイ属などの魚類が生息する。ヨシ原にはオオヨシキリなどが生息し、点在するヤナギ高木には、オオヨシキリに托卵するカッコウなどが見られる。

利根別川の水質に関しては、生活環境の保全に関する環境基準の類型指定は行われていないが、平成25年の調査結果によるとBODの最大値は8mg/l以下でD類型に相当し、平成26年の調査結果によるとBODの測定値は8mg/l以下でD類型に相当となっている。



利根別川下流域(箕栄橋から下流)



利根別川中流域(利根別橋から上流)



利根別川上流域(上流端付近)

このような河川環境を踏まえ、地域住民や関係機関と連携を図りながら、河畔林や現況河床などを保全していくとともに、水際の変化の創出、河道の縦断的な連続性の確保に努める必要がある。

河川空間の利用および愛護活動としては、中流域において、利根別川をきれいにする市民の会、岩見沢農業高等学校の生徒などの参加による千本桜の愛護活動が行われている。また、市民参加による沿川の清掃や散策、あるいは市民により植樹を行うクリーン・グリーン作戦が展開されるなど、河川管理者と市民が一体となって河川周辺の環境を維持する取り組みを実施してきた。これらの取り組みをさらに充実させるため、岩見沢市では都市計画マスタープランに基づく「利根別川かわまちづくり」計画を作成し、地域と連携した水辺空間利用のさらなる促進を図っている。

このような状況を踏まえ、「利根別川かわまちづくり」計画と連携を図り、まちづくりに配慮した河川空間の創出に努める必要がある。

出典：平成 25 年度 利根別川広域河川改修工事環境調査その 1 報告書
平成 26 年度 利根別川広域河川改修工事環境調査その 1 報告書
一級河川水利権調書(利根別川 R3. 8)

② 南利根別川

南利根別川からの取水は、環境用水として利用されており、取水許可件数は 1 件、許可水量は約 0.02m³/s である。また、これまでに河川水利用による渇水被害を生じた事例は無い。

南利根別川は住宅街を貫流しており、草本類を主体とした植生中に樹木が点在している。主にヨシ、クサヨシ、オオアワダチソウ、オオヨモギ等の草本類、河川敷地に隣接する民家の庭から逸出した園芸草本類が見られる。点在する樹木はヤマグワ、ズミ等の低木やサクラ等の園芸種である。利根別川合流点付近では、オオイタドリ、ヨシ等の草本が主体となり、園芸種は少ない。

流路はコンクリートブロックにより固定された水路状になっており、法面の植生は水域と連続していない。流路内に堆積した土砂にクサヨシ等が生育し、フクドジョウ、エゾウグイ、ウグイ属、ジュズカケハゼなどが生息する場として利用している。ただし、全体的に水路幅が狭く直線的で単調な環境となっている。また、利根別川合流点には落差があるため、魚類の遡上が難しくなっている。



美園幹線橋から下流を望む



駒園橋から下流を望む

周辺に生息する鳥類は、トビ、ハシブトガラス、ハシボソガラス、スズメ、ハクセキレイ、カワラヒワといった人家周辺で見られる種類が多い。植生が草本類を主体としているため、モズ、ノビタキ、ホオジロ、ホオアカといった草原性鳥類も生息する。また、カルガモやアオサギなどの水辺性鳥類が、利根別川合流点付近の水辺に生息する。

南利根別川の水質に関しては、生活環境の保全に関する環境基準の類型指定は行われていないが、平成 25 年の調査結果によると、BOD の最大値は 2mg/l 以下で A 類型に相当し、平成 26 年の調査結果によると、BOD の測定値は 2mg/l 以下で A 類型相当となっている。

このような河川環境を踏まえ、地域住民や関係機関と連携を図りながら、河畔林や現況河床などを保全していくとともに、水際の変化の創出、河道の縦断的な連続性の確保に努める必要がある。

出典：平成 25 年度 利根別川広域河川改修工事環境調査その 2 報告書
平成 26 年度 利根別川広域河川改修工事環境調査その 2 報告書
一級河川水利権調書（南利根別川 R3.8）

③ 東利根別川

東利根別川からの取水は、農業用水として利用されており、取水許可件数は 3 件、約 11ha の耕地に水を供給しており、許可水量は約 0.03m³/s である。また、これまでに河川水利用による渇水被害を生じた事例は無い。

東利根別川では、市街化に伴い平成 2 年度までに利根別川合流点から幹線橋までの 1.7km 区間において、親水性及び景観に配慮した低水路護岸の設置や、沿川の運動公園等の設置に伴う管理用通路や人道橋、さらに法面を緩傾斜化しアクセスを容易にした親水エリアの整備もされており、市民の憩いの場や、散策路として親しまれている。

東利根別川の大部分は、岩見沢市街地を流下するコンクリートブロックの三面張り掘込河道である。東山公園付近では常緑針葉樹の植栽樹林帯がみられるが、全体的に外来種のクサヨシやハリエンジュの群落が広く分布している。岩清水橋付近より上流左岸側の山付き斜面にはミズナラやハルニレ、エゾイタヤ等から構成される落葉広葉樹林帯が群落を形成している。河道内にはヨシ等の抽水植物が局所的にしか生育していない。

護岸の隙間や抽水植物周辺等にフクドジョウ、ドジョウ、トミヨ属淡水型などの魚類が生息している。河道内には複数の落差工が存在するため、ウグイ等の遊泳魚の遡上は困難である。



雨読橋から上流を望む



春日橋から下流を望む

鳥類は、スズメ、ハクセキレイ、ヤブサメ、ウグイス等が生息しており、魚食性のカワセミも飛来する。

春日橋から上流ではニホンザリガニやエゾサンショウウオの生息が確認されている。

東利根別川の河川水質に関しては、生活環境の保全に関する環境基準の類型指定は行われていないが、平成 25 年の調査結果によると、BOD の最大値は 2mg/l 以下で A 類型相当、平成 26 年の調査結果によると、BOD の測定値は 2mg/l で A 類型相当となっている。

このような河川環境を踏まえ、地域住民や関係機関と連携を図りながら、河畔林、現況河床、上流左岸側の山付き斜面などを保全していくとともに、水際の変化の創出、河道の縦断的な連続性の確保に努める必要がある。

出典：平成 25 年度 利根別川広域河川改修工事環境調査その 3 報告書
平成 26 年度 利根別川広域河川改修工事環境調査その 2 報告書
一級河川水利権調書(東利根別川 R3. 8)

④ ポントネ川

ポントネ川の河川水の利用は現在のところ行われていない。

ポントネ川の国道 12 号のボックスカルバートより下流の植生は、利根別川の合流手前の水際にヨシ、クサヨシ等の草本群落形成されている。これにつながる法面にはカモガヤオオアワガエリ群落広がり、オオヨモギ群落やオオイタドリ群落がパッチ状に分布している。このようなヨシなどが生育する水辺には、エゾホトケドジョウなどの魚類が生息し、マガモ、カルガモなどの鳥類が見られる。また水際から広がるヨシ原にはオオヨシキリなどが生息し、河畔林にはオオヨシキリに托卵するカッコウなどが生息する。

国道 12 号のボックスカルバートから上流、新駒橋までの区間の植生は、水際にヨシ群落、クサヨシ群落などに加え、オオイタドリ群落やヤナギ高木林などが生育している。これにつながる法面にはカモガヤオオアワガエリ群落広がり、オオイタドリ群落やキクイモ群落がこれと変わっている箇所もみられる。ヨシが生育する水辺には、モツゴ、フクドジョウなどの魚類が生息しており、魚食性のアオサギの姿も確認された。新駒橋下流左岸にややまとまってみられるミズナラ群落では、ウグイス、シジュウカラなどが生息する。新駒橋より上流区間の内、新駒



第 1 公園橋から上流



コブシ橋から下流

橋から日の出橋までの区間では、水際からカモガヤーオオアワガエリ群落広がっているが、クサヨシ群落が抽水している箇所も点在している。日の出橋より上流では左岸側はほとんど山付きとなり、ヤチダモーハルニレ林やヤナギ高木林が成立している。このような所にはエゾホトケドジョウ、ヌマチチブなどの魚類が生息する。また、山付きの樹林地にはアカゲラ、アオバト、キビタキなどの樹林性の鳥類が生息している。

ポントネ川の河川水質に関しては、生活環境の保全に関する環境基準の類型指定は行われていないが、平成 25 年の調査結果によると BOD の最大値は 3mg/l 以下で B 類型相当、平成 26 年の調査結果によると BOD の測定値は 8mg/l 以下で D 類型相当となっている。

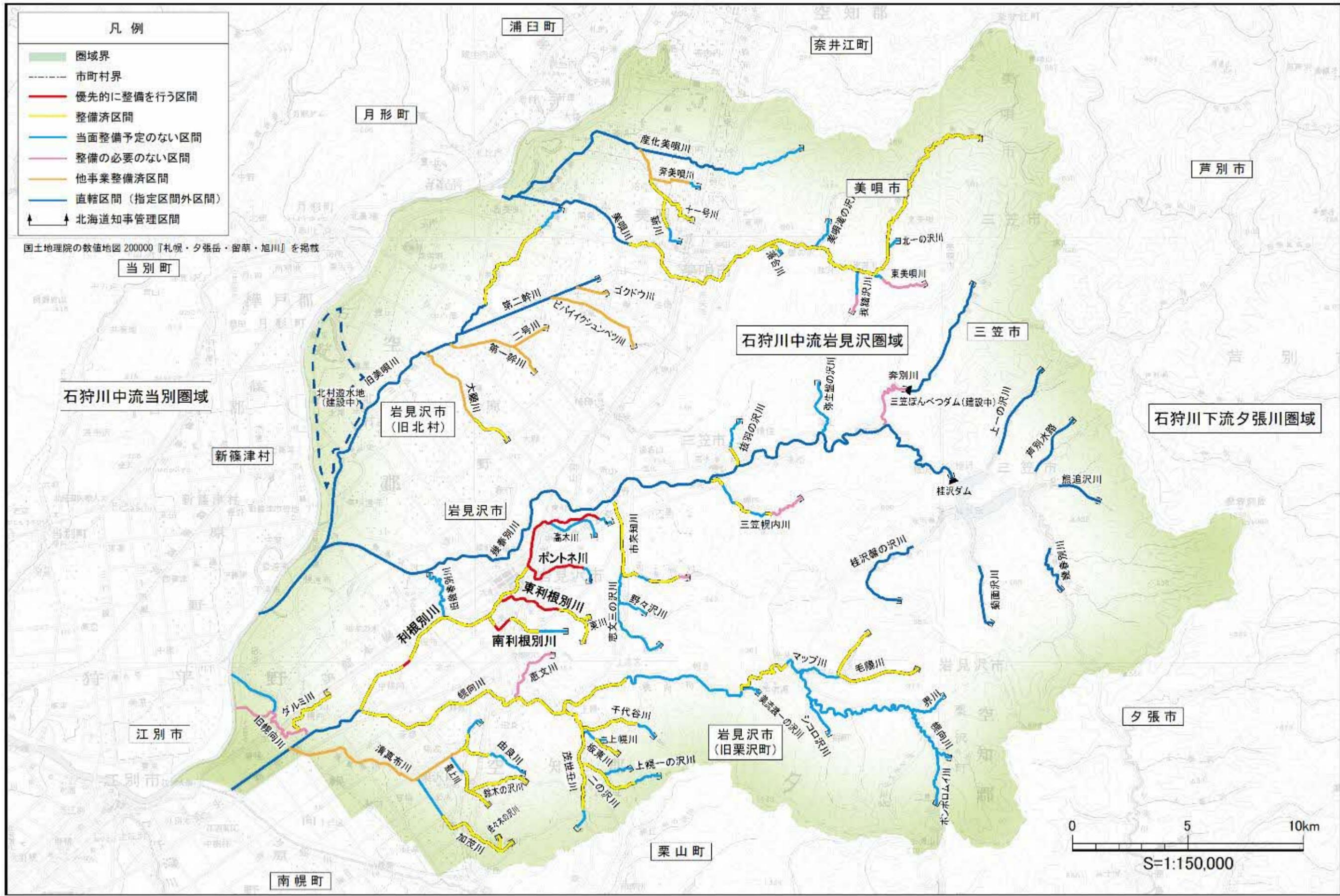
このような河川環境を踏まえ、地域住民や関係機関と連携を図りながら、河畔林、現況河床、上流左岸側の山付き斜面などを保全していくとともに、水際の変化の創出、河道の縦断的な連続性の確保に努める必要がある。



ポントネ川上流端付近の山付き区間

出典：平成 25 年度 利根別川広域河川改修工事環境調査その 4 報告書
平成 26 年度 利根別川広域河川改修工事環境調査その 2 報告書

石狩川中流岩見沢圏域概要図



第2章 河川整備の目標に関する事項

本圏域における河川整備の基本方針としては、石狩川水系河川整備基本方針に基づき、「北海道の川づくりビジョン」を踏まえ、河川改修の経緯、河川環境の現状、利水の現状等を考慮し、関係事業に配慮し、河川整備にあたっての目標を明確にして、治水・利水・環境の総合的な河川整備を推進する。

第1節 計画対象区間及び優先整備区間

本整備計画の対象とする区間は、圏域内の北海道知事管理区間（表-2）とする。その中で優先的に整備を実施する区間を下記の表-1に示す。

表-1 優先的に整備を行う河川区間

河川名	対象区間		延長 (km)
	下流端	上流端	
利根別川	協和橋より 0.5km 地点 (SP2, 760)	協和橋より 1.0km 地点 (SP3, 200)	0.4
	ポントネ川合流点 (SP10, 450)	ポントネ川合流点より 5.0km 上流地点 (SP15, 500)	5.0
南利根別川	美園幹線橋直上流 (SP450)	駒園橋直上流 (SP1, 400)	1.0
東利根別川	利根別川合流点 (SP0)	高速道路橋直上流 (SP3, 000)	3.0
ポントネ川	利根別川合流点 (SP0)	利根別川合流点より 3.2km 上流地点 (SP3, 160)	3.2

第2節 計画対象期間

河川管理は本来、将来にわたり一貫性を持って行うべきであるが、河川の整備の実施に関する事項に記載されている河川整備が一連の効果を発現する期間として、計画対象期間は計画策定から概ね30年間とする。また、本計画は現時点の社会状況、自然状況、河道状況に基づき策定するものであり、今後これらの状況の変化や新しい知見・技術の進歩等の変化により必要に応じて見直しをするものとする。

また、計画対象期間において優先的に整備を行う区間としては、計画対象区間のうち表-1に示す延長分とする。

第3節 洪水による災害の発生防止又は軽減に関する事項

圏域内の河川のうち、沿川の人口・資産の状況、現況の流下能力、災害の発生状況を踏まえ、洪水による被害が発生した河川、あるいは発生の危険度が高い河川として、各河川における流域の社会的、経済的重要性、他の河川との計画規模の整合性等を考慮した整備を優先的、かつ重点的に行う。

雨量等に関する情報を関係機関に提供することにより、水防活動等の必要な対策への支援を迅速に行い、被害の防止、軽減を図る。圏域内の整備目標を下記に示す。

[利根別川]

幌向川合流点から協和橋上流までの区間においては令和元年度までに改修が完了している。今後は残る協和橋上流(SP2,760)から SP3,200 地点までの 0.4km 区間および、ポイントネ川合流点(SP10,450)から SP15,500 地点までの 5.0km 区間において、平成 24 年 9 月に発生した洪水を踏まえ、洪水被害の防止・軽減を図る。

[南利根別川]

利根別川合流点(SP0)から美園幹線橋直上流(SP450)までは令和元年度までに改修が完了している。今後は残る美園幹線橋直上流(SP450)から駒園橋直上流(SP1,400)までの 1.0km 区間において、平成 24 年 9 月に発生した洪水を踏まえ、洪水被害の防止・軽減を図る。

[東利根別川]

利根別川合流点(SP0)から高速道路橋(SP3,000)までの延長 3.0 km 区間は、平成 24 年 9 月に発生した洪水を踏まえ、洪水被害の防止・軽減を図る。

[ポイントネ川]

利根別川合流点(SP0)から SP3,160 地点までの延長 3.2km 区間において、平成 24 年 9 月に発生した洪水を踏まえ、洪水被害の防止・軽減を図る。

第4節 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持ならびに 河川環境の整備と保全に関する事項

圏域内河川のうち、優先的に整備を実施する以下の河川について、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持ならびに河川環境の整備と保全に関する事項は下記のとおりである。

なお、河道の掘削により裸地化する部分については、外来種の侵入防止を図るため、草本植生の早期回復に努める。また、当該河川に分布する特定外来生物のオオハングウソウ等が確認された場合は、関係法令に基づき適切に処理するものとする。

1. 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持

岩見沢圏域の利根別川、南利根別川、東利根別川、ポントネ川における適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、水量・水質調査、河川パトロール、聞き取りなどにより状況の把握に努める。これまでに記録として残っている渇水被害は生じていないこと、及び許可水利権に基づいた適正な取水が行われていることを踏まえ、今後も地域住民や関係機関と連携し、この状態を維持するものとする。

なお、異常渇水時には関係機関と連携し、必要に応じて利害関係者間の利用調整に努めるものとする。流水の正常な機能を維持するための必要な流量については、流量観測を継続し、引き続きデータの蓄積に努め、今後さらに検討を行う。水質については、現状の水質を悪化させる要因が認められる場合は、その改善について関係機関との調整を図りながら必要に応じて対策を講ずる。

2. 河川環境の整備と保全

① 利根別川

河川環境の整備と保全に関しては、治水上支障のない範囲で、エゾウグイやイトヨ等が生息する現況河床の保全を図る。また、河畔林や水際は多様な動植物の生息・生育・繁殖の場となっていることから、治水面と整合を図りつつその保全に努める。

工事の実施にあたっては、必要に応じて、関係機関や専門家の意見を聞きながら河川環境などの保全に努める。

特定外来生物、生態系被害防止外来種等の新たな侵入や分布拡大防止のため、河川環境に関する情報を適切にモニタリングし、有識者等の指導助言を得ながら拡大防止に努める。

② 南利根別川

河川環境の整備と保全に関しては、治水上支障のない範囲で、フクドジョウやエゾウグイの生息に配慮し、自然なみお筋を創出するとともに、利根別川と往来できるよう合流点の落差を解消する。また、河畔林や水際は多様な動植物の生息・生育・繁殖の場となっていることから、治水面と整合を図りつつその保全に努める。

工事の実施にあたっては、必要に応じて、関係機関や専門家の意見を聞きながら河川環境などの保全に努める。

特定外来生物、生態系被害防止外来種等の新たな侵入や分布拡大防止のため、河川環境に関する情報を適切にモニタリングし、有識者等の指導助言を得ながら拡大防止に努める。

③ 東利根別川

河川環境の整備と保全に関しては、治水上支障のない範囲で、フクドジョウやトミヨ属淡水型等の生息に配慮し、利根別川と往来できるよう合流点の落差を解消する。また、河畔林や水際は多様な動植物の生息・生育・繁殖の場となっていることから、治水面と整合を図りつつその保全に努める。

工事の実施にあたっては、必要に応じて、関係機関や専門家の意見を聞きながら河川環境などの保全に努める。

特定外来生物、生態系被害防止外来種等の新たな侵入や分布拡大防止のため、河川環境に関する情報を適切にモニタリングし、有識者等の指導助言を得ながら拡大防止に努める。

④ ポントネ川

河川環境の整備と保全に関しては、治水上支障のない範囲で、エゾホトケドジョウやフクドジョウ等の生息に配慮し、利根別川と往来できるよう合流点の落差を解消する。また、河畔林や水際は多様な動植物の生息・生育・繁殖の場となっていることから、治水と整合を図りつつその保全に努める。

工事の実施にあたっては、必要に応じて、関係機関や専門家の意見を聞きながら河川環境などの保全に努める。

特定外来生物、生態系被害防止外来種等の新たな侵入や分布拡大防止のため、河川環境に関する情報を適切にモニタリングし、有識者等の指導助言を得ながら拡大防止に努める。

第3章 河川整備の実施に関する事項

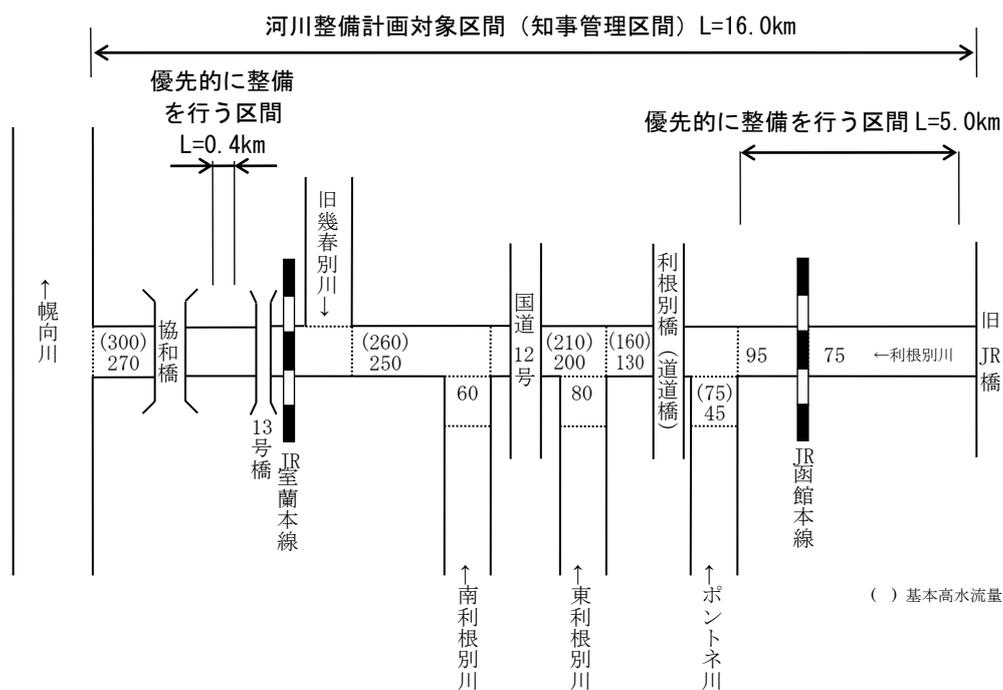
第1節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

[利根別川]

■河川工事の目的

幌向川合流点から幌向川の背水影響区間のうち、背水位が背後地盤高より高い区間について破堤しにくい堤防とするため堤防の拡幅整備を行う。ポイントネ川合流点から上流の区間については、洪水対策として河道の掘削、護岸工等を行い、洪水を安全に流下させ、沿川地域の洪水被害の防止・軽減を図ることを目的として河川整備を進める。

工事の実施にあたっては、治水上支障のない範囲で、エゾウグイやイトヨ等が生息する現況河床の保全を図る。また、河畔林や水際は多様な動植物の生息・生育・繁殖の場となっていることから、治水面と整合を図りつつその保全に努める。



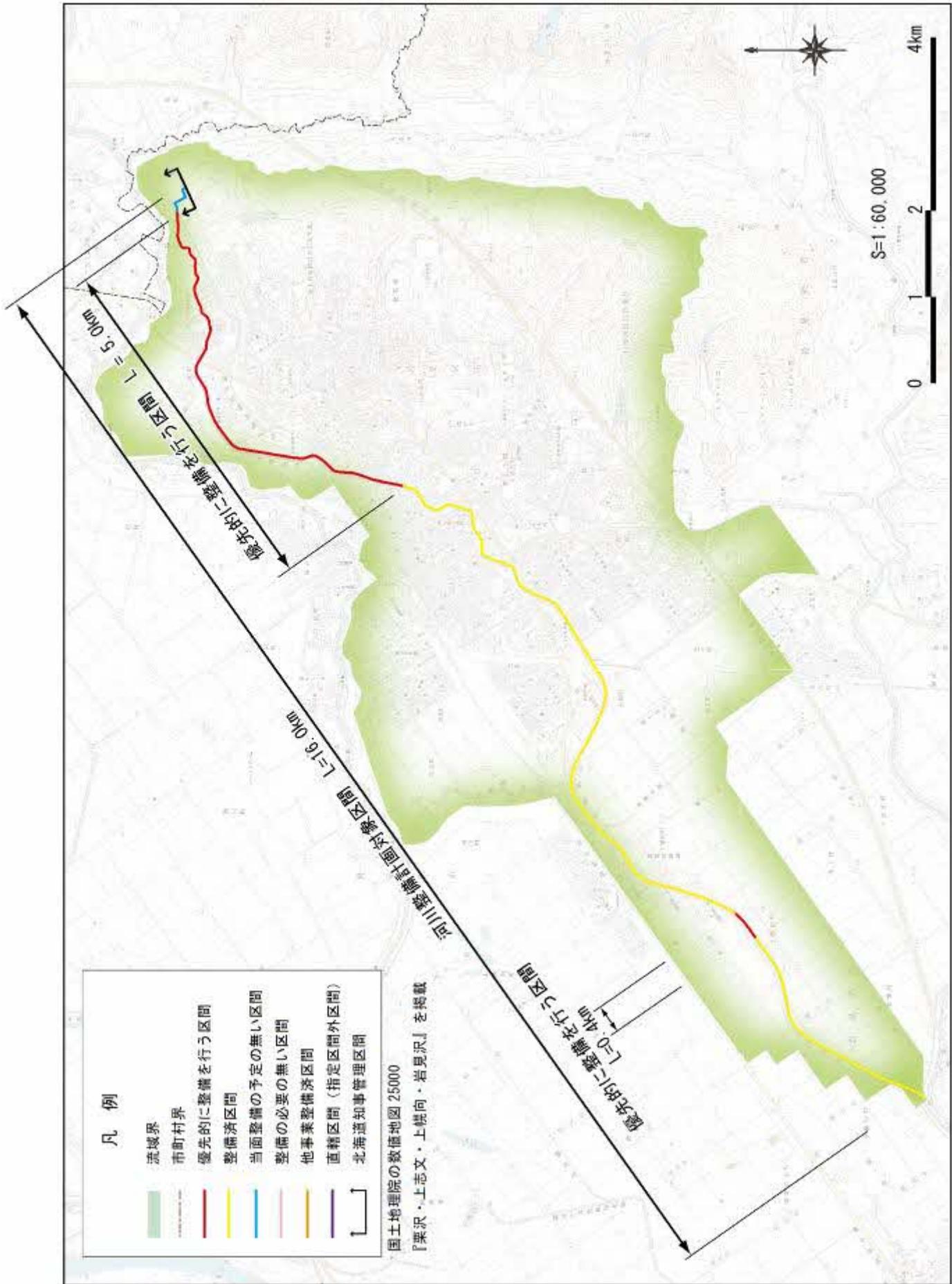
流量配分図（単位：m³/sec）

■施行の場所

協和橋上流（SP2, 760）より上流 0.4km の区間およびポイントネ川合流点（SP10, 450）より上流 5.0 km の区間

■河川工事の種類

- ・ 堤防の拡幅、嵩上げ
- ・ 河道の掘削
- ・ 護岸の敷設



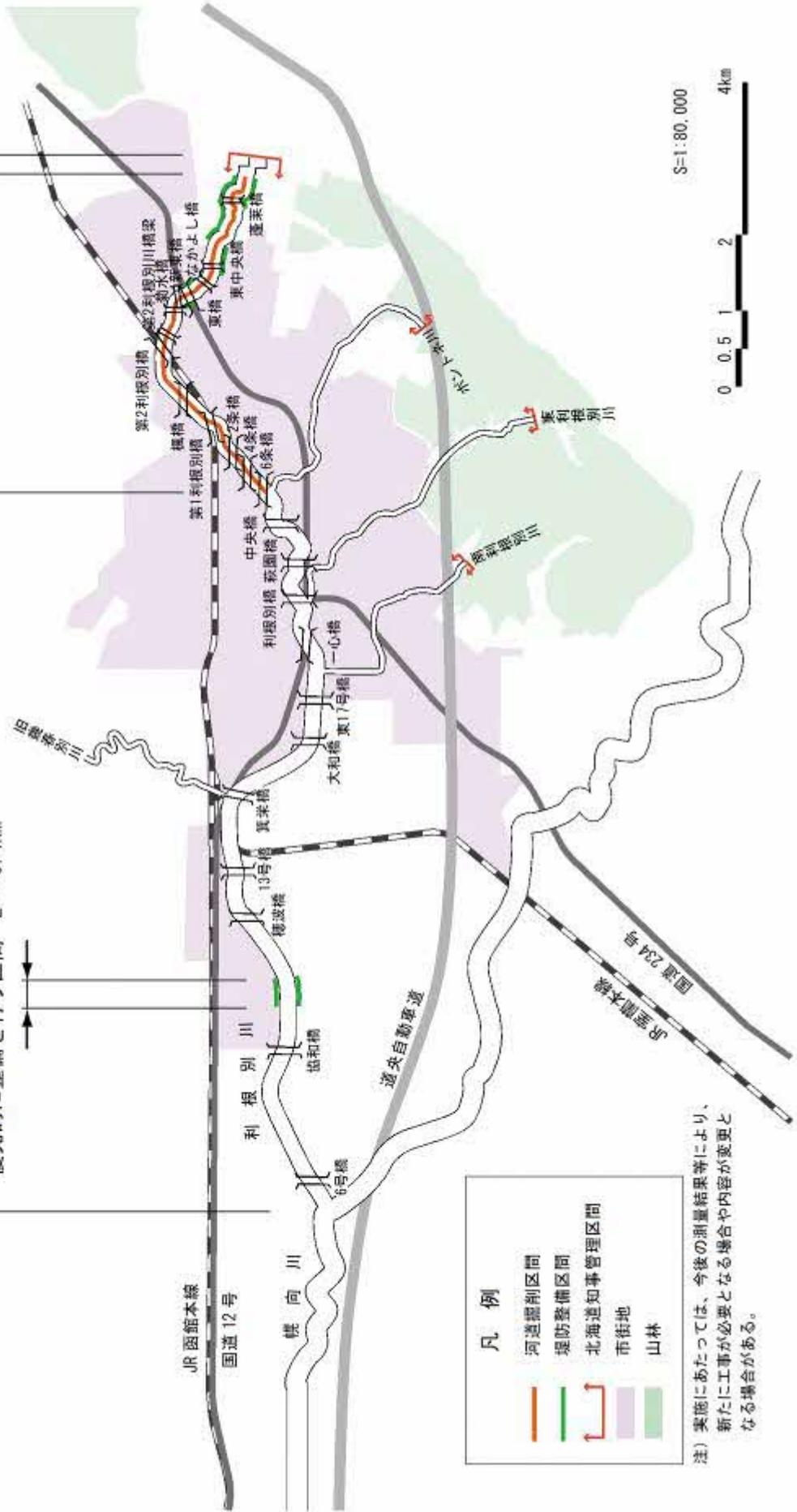
利根別川流域概要図

河川整備計画対象区間 L=16.0km



優先的に整備を行う区間 L = 5.0km

優先的に整備を行う区間 L = 0.4km



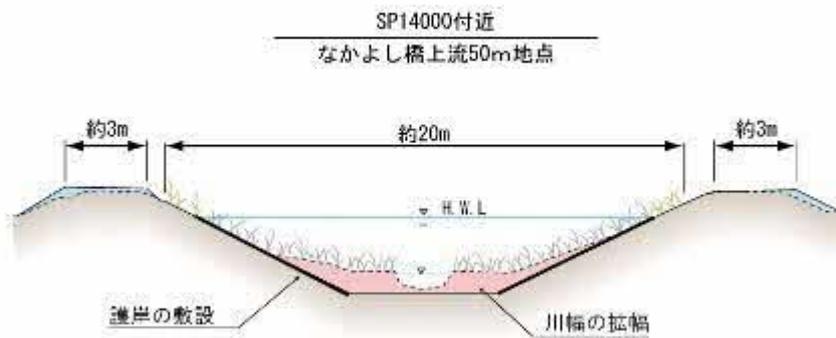
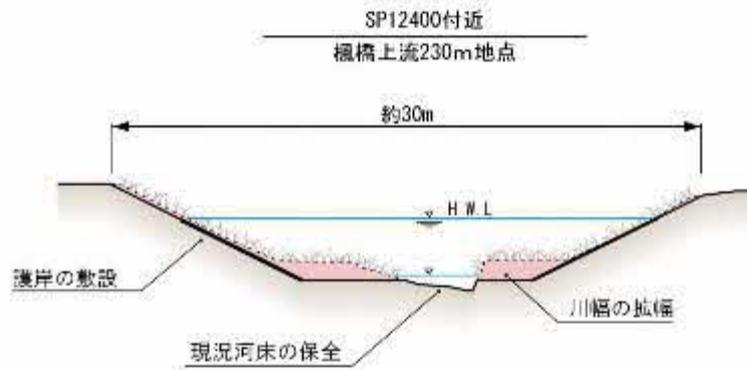
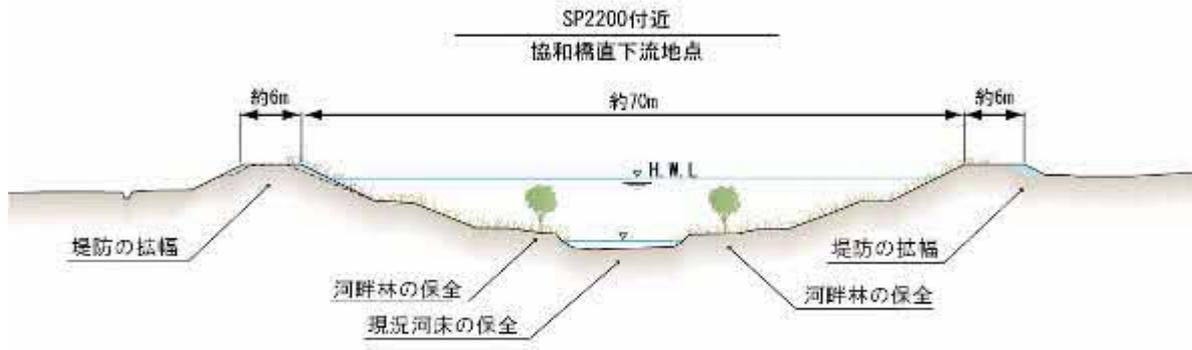
凡例

- 河道掘削区間
- 堤防整備区間
- 北海道知事管理区間
- 市街地
- 山林

注) 実施にあたっては、今後の測量結果等により、新たに工事が必要となる場合や内容が変更となる場合がある。

利根別川平面图

利根別川横断面図



河道掘削
堤防整備

※河道掘削の実施にあたり、現地の状況によって横断形状が変わることがある。

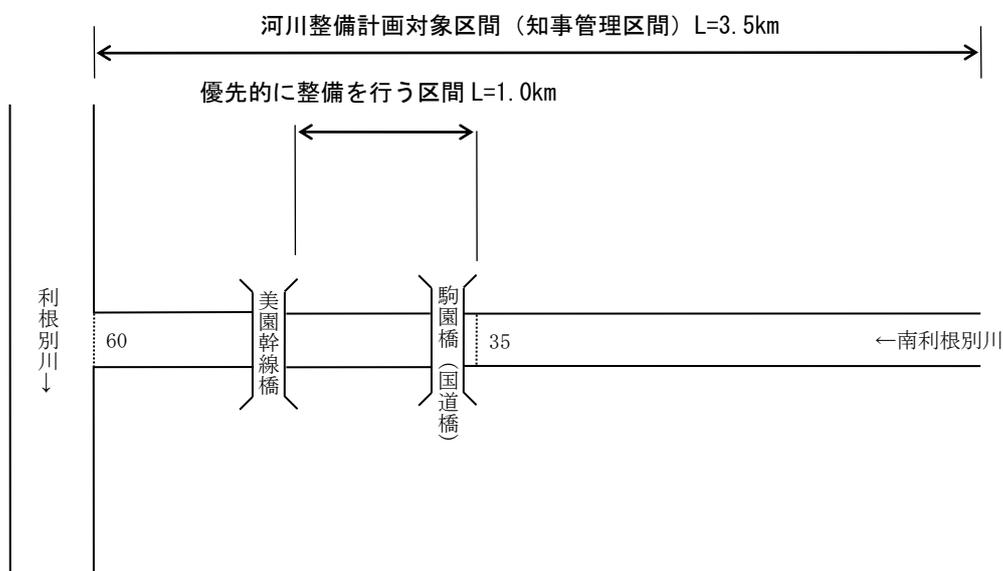
[南利根別川]

■河川工事の目的

洪水対策として、河道の掘削、堤防の新設等を行い、洪水を安全に流下させ、沿川地域の洪水被害の防止・軽減を図ることを目的として河川整備を進める。

河積を確保するための掘削は拡幅を基本とし、川が自らの作用で環境を形成できるような河床幅を確保するように努める。

工事の実施にあたっては、治水上支障のない範囲で、フクドジョウやエゾウグイの生息に配慮し、自然なみお筋を創出するとともに、利根別川と往来できるよう合流点の落差を解消する。また、河畔林や水際は多様な動植物の生息・生育・繁殖の場となっていることから、治水と整合を図りつつその保全に努める。



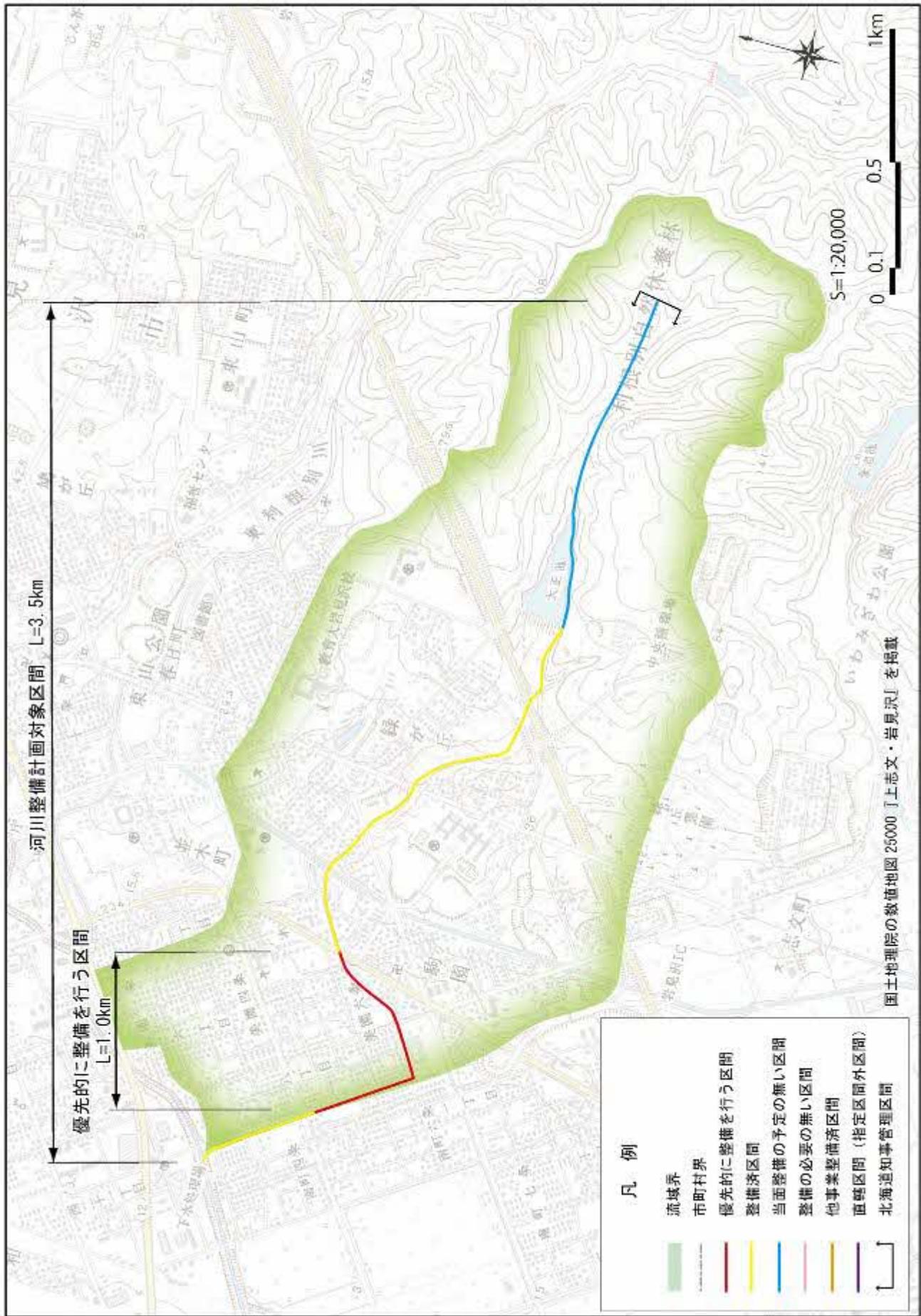
流量配分図 (単位 : m^3/sec)

■施行の場所

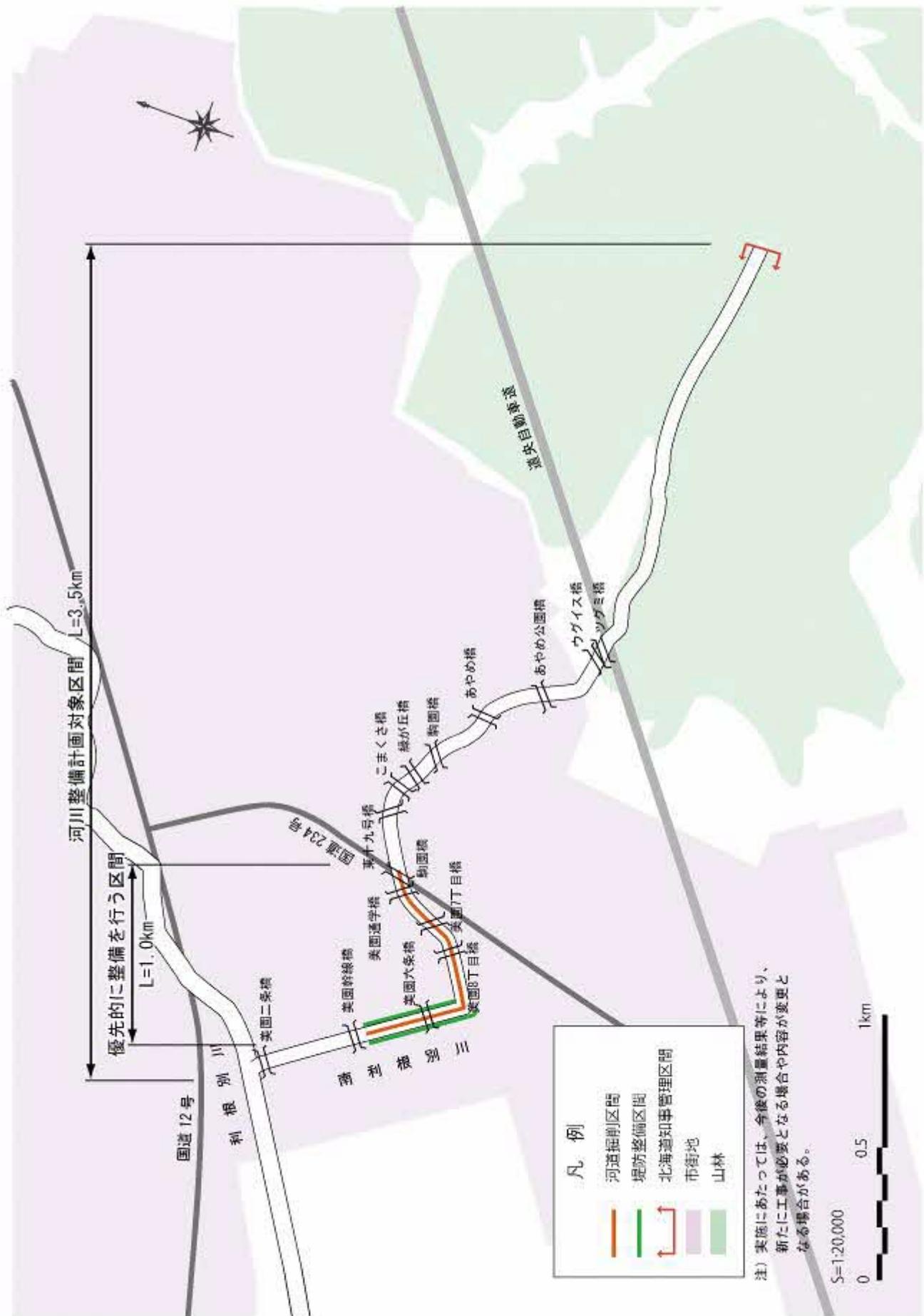
美園幹線橋直上流 (SP450) より上流 1.0km の区間

■河川工事の種類

- ・ 河道の掘削
- ・ 護岸の敷設
- ・ 堤防の新設



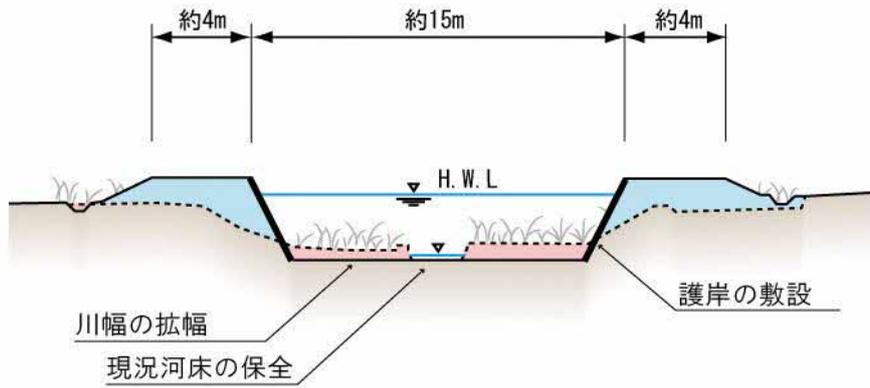
南利根別川流域概要図



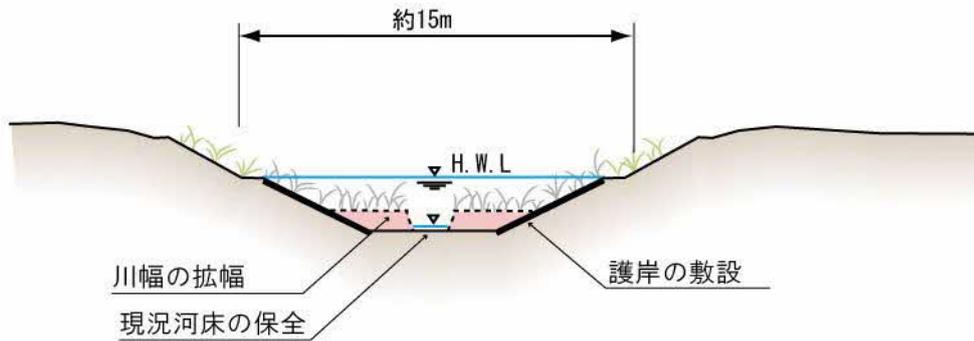
南利根別川平面図

南利根別川横断図

SP600付近
美園六条橋上流100m地点



SP1000付近
美園7丁目橋下流150m地点



河道掘削
堤防整備

※河道掘削の実施にあたり、現地の状況によって横断形状が変わることがある。

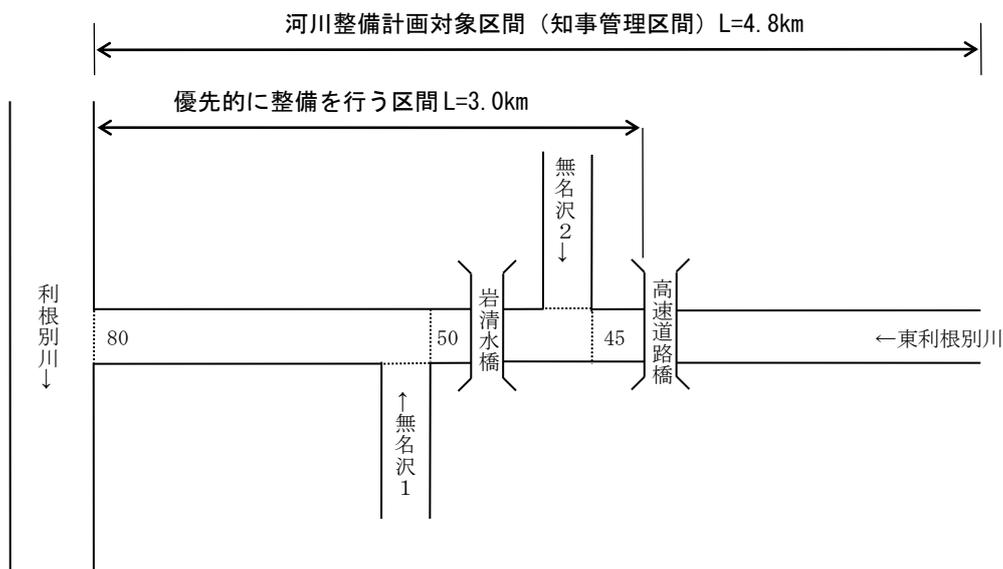
[東利根別川]

■河川工事の目的

洪水対策として、河道の掘削、護岸の敷設等を行い、洪水を安全に流下させ、沿川地域の洪水被害の防止・軽減を図ることを目的として河川整備を進める。

河積を確保するための掘削は拡幅を基本とし、川が自らの作用で環境を形成できる河床幅を確保するよう努める。

工事の実施にあたっては、治水上支障のない範囲で、フクドジョウやトミヨ属淡水型等の生息に配慮し、利根別川と往来できるよう合流点の落差を解消する。また、河畔林や水際は多様な動植物の生息・生育・繁殖の場となっていることから、治水面と整合を図りつつその保全に努める。



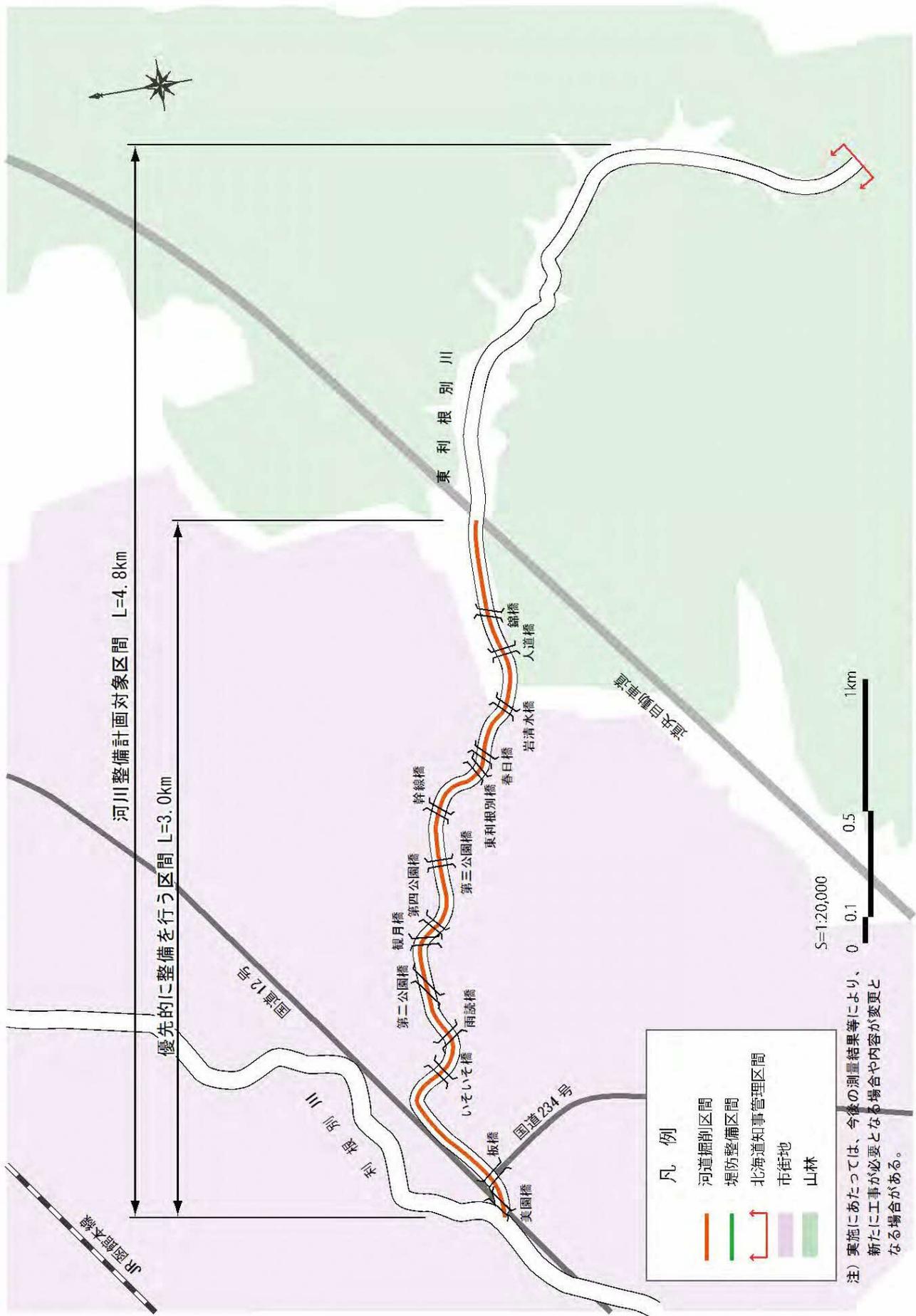
流量配分図 (単位 : m^3/sec)

■施行の場所

利根別川合流点より上流 3.0km の区間

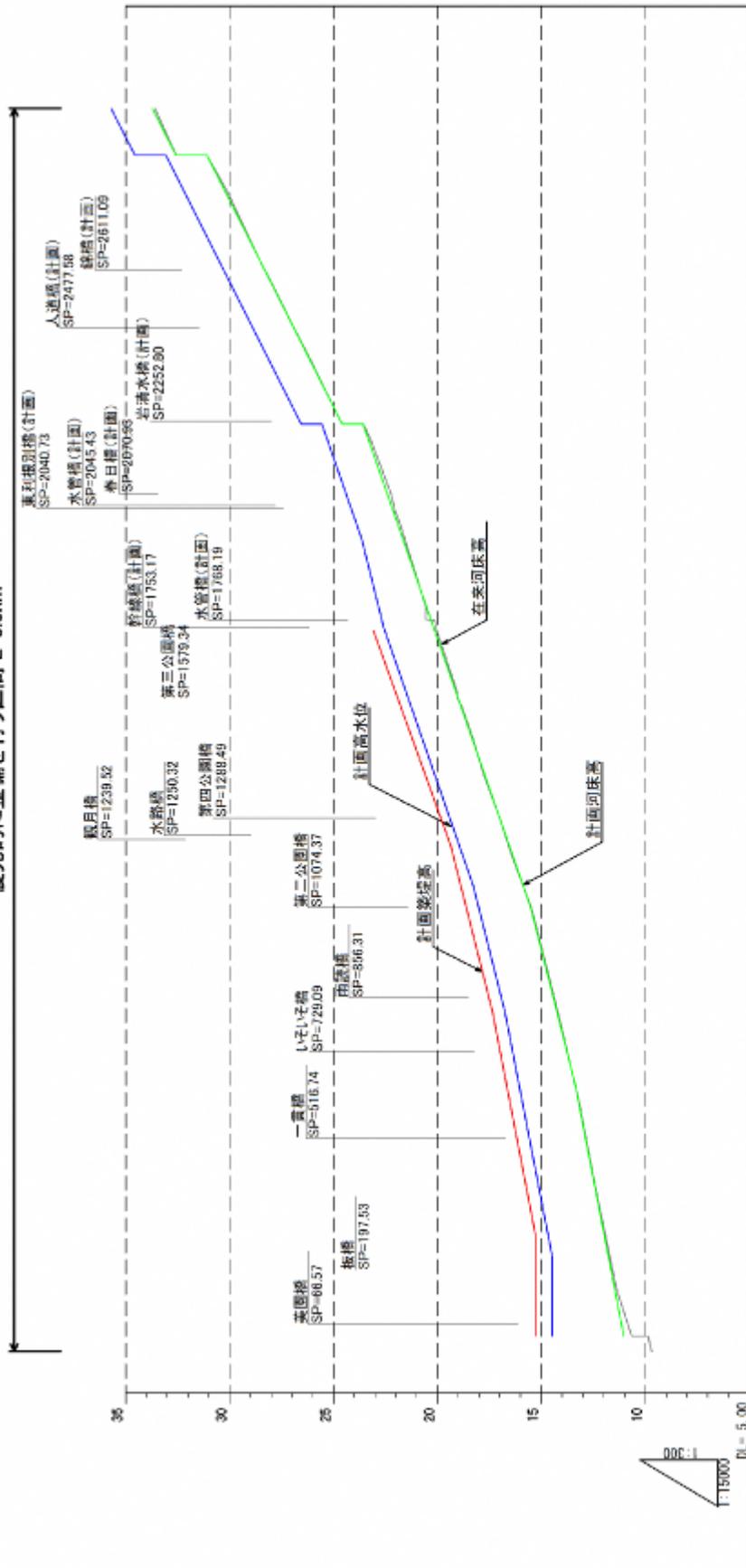
■河川工事の種類

- ・ 河道の掘削
- ・ 護岸の敷設



東利根別川平面図

優先的に整備を行う区間 L=3.0km

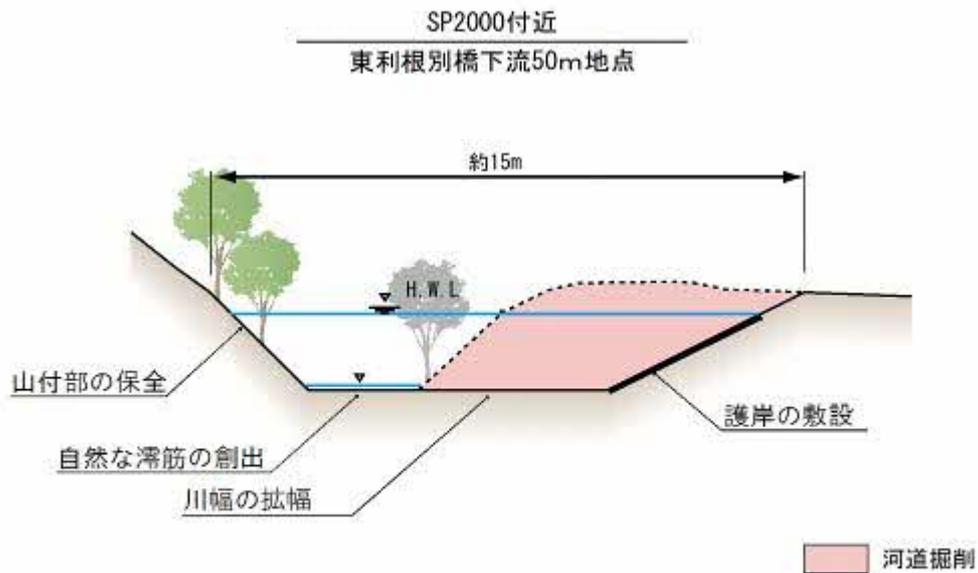
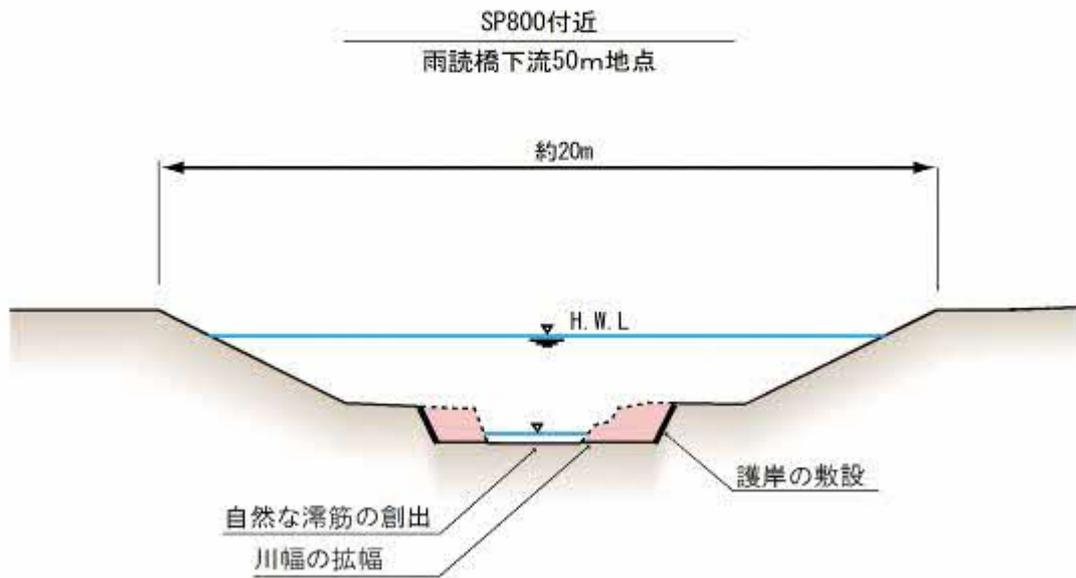


計画築堤高	15.27	16.08	16.78	18.01	18.28	22.58	23.93	22.94	22.94	35.70
計画高水位	14.47	16.08	16.78	18.01	18.28	22.58	23.93	22.94	22.94	35.70
計画高水勾配	1/280	1/280	1/200	1/200	1/200	1/145	1/200	1/145	1/100	1/100
整備計画河床高	11.77	13.39	14.28	15.58	15.88	20.18	21.65	22.94	22.94	33.72
整備計画河床勾配	1/280	1/280	1/200	1/200	1/200	1/145	1/200	1/145	1/100	1/100
測点	0	600.00	823.34	1073.50	1126.71	1752.50	1996.32	2294.70	2294.70	3000.00

※整備計画河床高: 整備計画における河川工事や施設の維持管理を行う際の参考値

東利根別川縦断面図

東利根別川横断面図



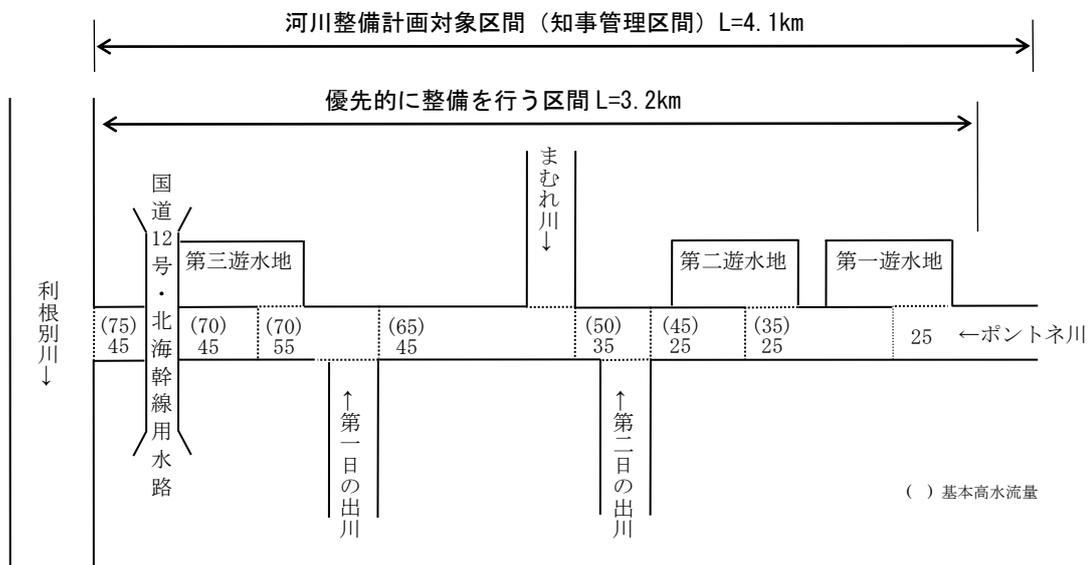
※河道掘削の実施にあたり、現地の状況によって横断形状が変わることがある。

[ポイントネ川]

■河川工事の目的

洪水対策として、河道の掘削、護岸の敷設、遊水地の整備等を行い、洪水を安全に流下させ、沿川地域の洪水被害の防止・軽減を図ることを目的として河川整備を進める。

工事の実施にあたっては、治水上支障のない範囲で、エゾホトケドジョウやフクドジョウ等の生息に配慮し、利根別川と往来できるよう合流点の落差を解消する。また、河畔林や水際は多様な動植物の生息・生育・繁殖の場となっていることから、治水面と整合を図りつつその保全に努める。



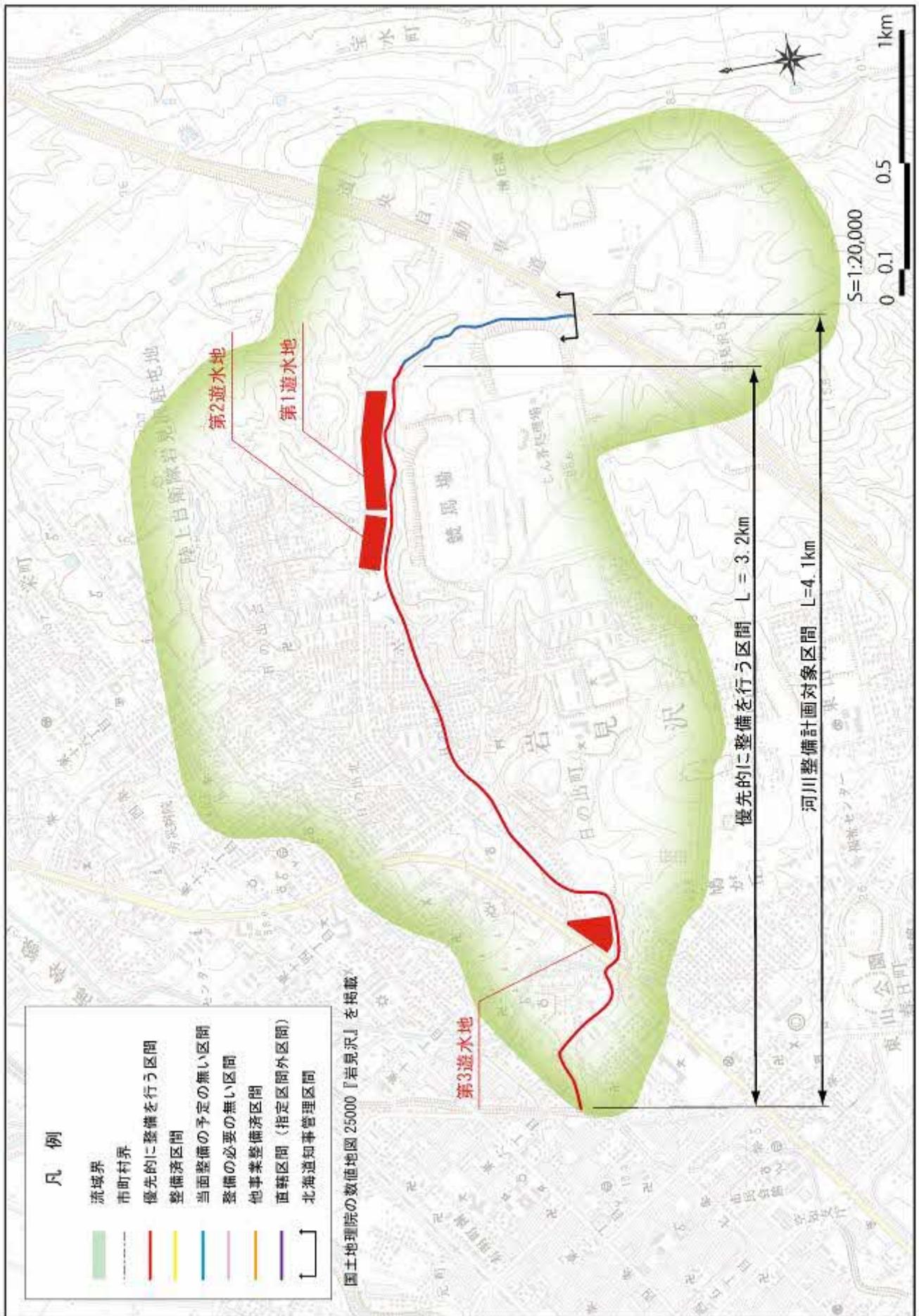
流量配分図（単位：m³/sec）

■施行の場所

利根別川合流点より上流 3.2km の区間

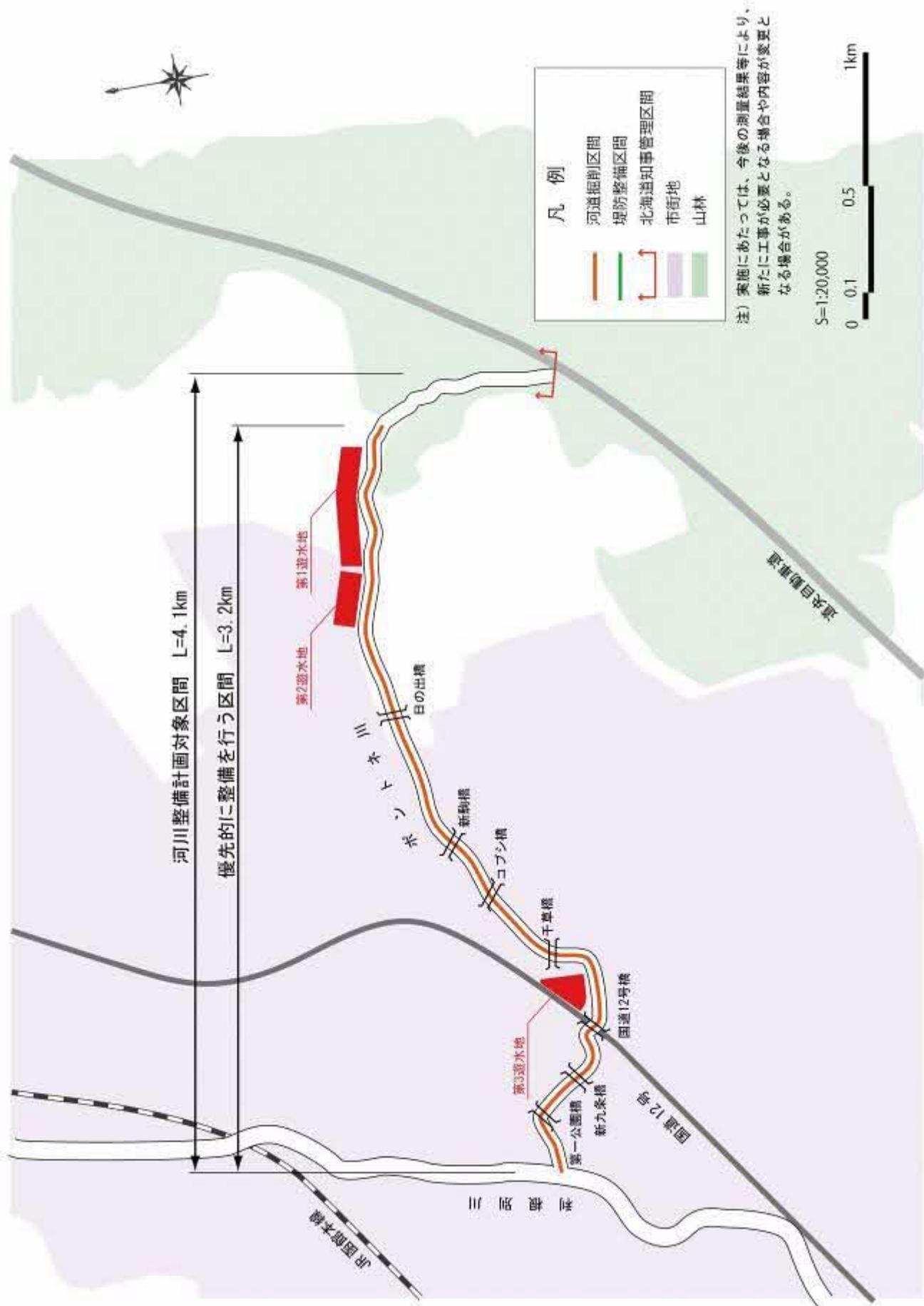
■河川工事の種類

- ・ 河道の掘削
- ・ 護岸の敷設
- ・ 遊水地の整備

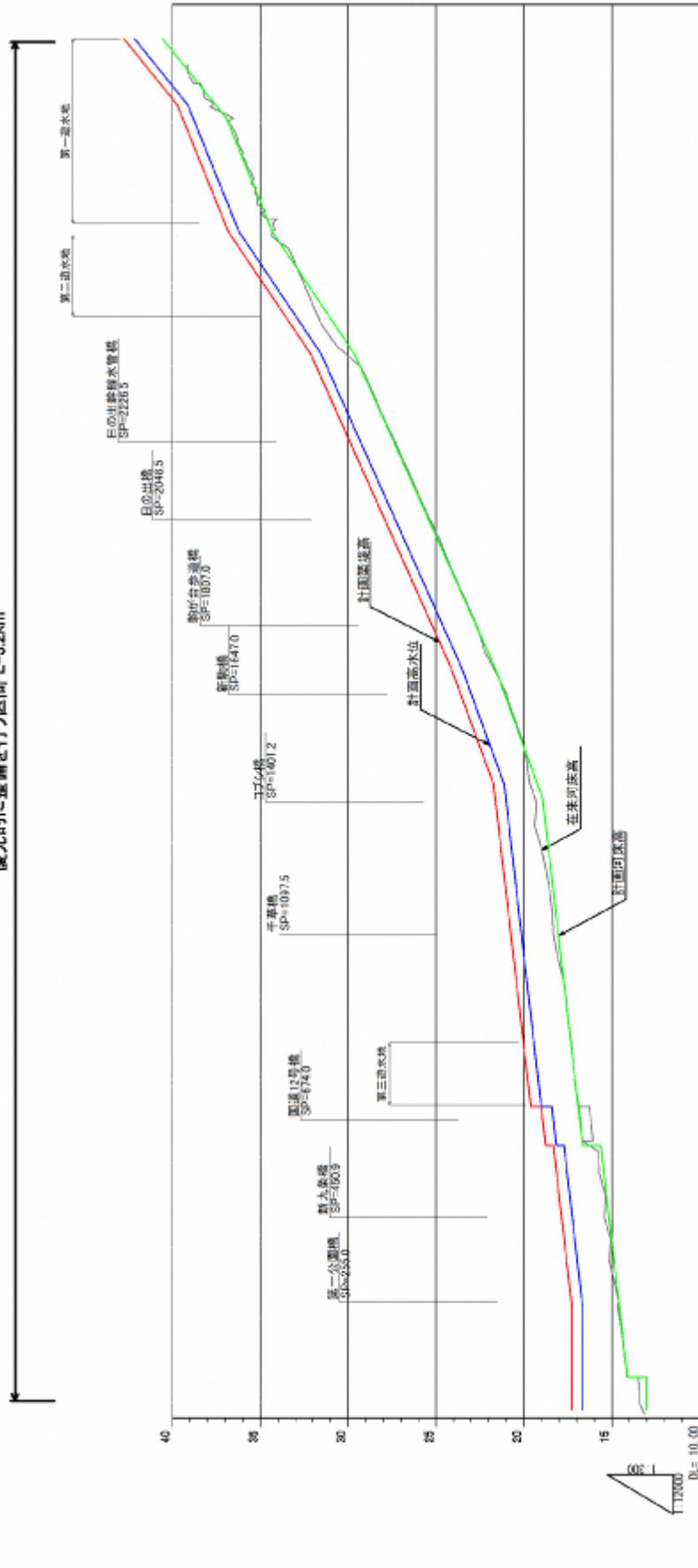


国土地理院の数値地図 25000 『岩見沢』を掲載

ポントネ川流域概要図



優先的に整備を行う区間 L=3.2km



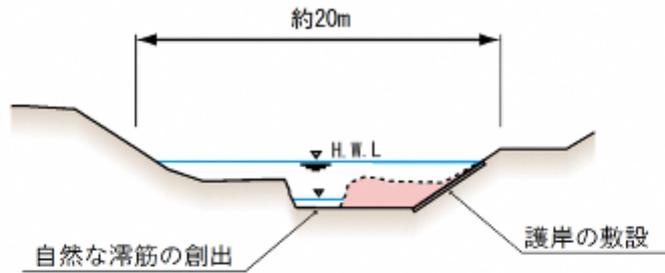
測点	0+0	0+3.10	0+3.80	0+4.20	0+5.10	0+6.00	0+7.20	0+8.30	0+9.40	0+10.00
計画築堤高	17.23	17.23	17.23	17.23	17.23	17.23	17.23	17.23	17.23	17.23
計画高水位	18.83	17.23	18.41	19.01	18.41	18.01	18.01	18.01	18.01	18.01
計画高水勾配	level	1/330	1/330	1/330	1/330	1/330	1/330	1/330	1/330	1/330
整備計画河床高	14.11	14.53	14.53	14.53	14.53	14.53	14.53	14.53	14.53	14.53
整備計画河床勾配	1/350	1/350	1/350	1/350	1/350	1/350	1/350	1/350	1/350	1/350
測点	222.00	013.10	703.80	1442.08	1410.0	1710.0	2415	3212	3212	3212
測点	0+0	0+3.10	0+3.80	0+4.20	0+5.10	0+6.00	0+7.20	0+8.30	0+9.40	0+10.00
測点	2296.9	2296.9	2296.9	2296.9	2296.9	2296.9	2296.9	2296.9	2296.9	2296.9

※整備計画河床高、整備計画における河川工事や施設の様相を反映した勾配の参考値

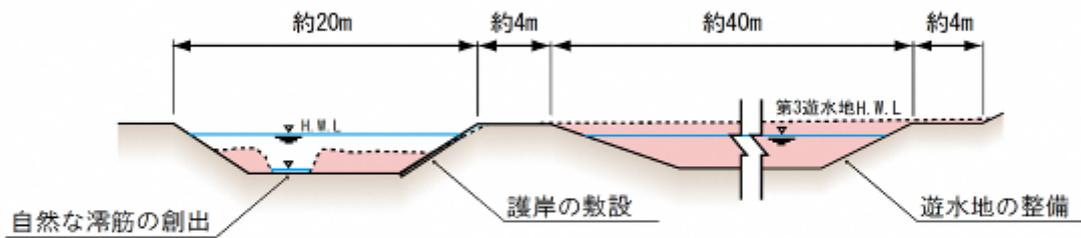
ポントネ川縦断面図

ポントネ川横断面図

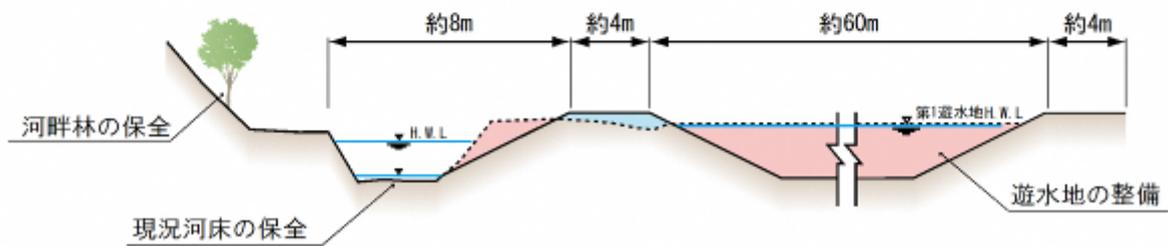
SP400付近
新九条橋下流50m地点



SP800付近
国道12号橋上流130m地点



SP2900付近
日の出橋上流170m地点



河道掘削
堤防整備

※河道掘削の実施にあたり、現地の状況によって横断形状が変わることがある。

第2節 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

(1) 河川の維持の目的

河川の維持管理は、地域の特性を踏まえつつ、災害発生防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持、河川環境の整備と保全等、総合的な観点から、適切な実施に努めるものとする。

(2) 河川の維持の種類

ア. 河川の巡視及び点検

平常時は定期的に河川巡視を行い、河川管理施設の状況、河岸や河道内の状況などを把握する。出水時は降雨や河川水位の状況から、河川管理施設の状況や異常の発生の有無を把握するため、河川巡視を行う。出水後・地震後などは河川巡視を行い、河川管理施設の状況を確認し、被災状況を把握し、適切な処置を行う。

備蓄資器材は、円滑な防災活動等が行えるよう適正に備蓄する。また、定期的に備蓄資器材の点検や、保管状況を把握するとともに不足する資器材は補充する。

イ. 流下能力の維持

河川の流下能力維持のため、流水の流下に必要な断面を確保する。そのために、定期的に河川の巡視を実施し、主として目視により土砂の堆積状況等を確認する。堆積した土砂が大きく河積を阻害しており、出水により危険が想定される場合には、周辺環境に配慮しつつ、その除去を行う。

ウ. 河床の維持

河床の低下は、護岸構造物の基礎が露出する等により災害の原因となるため、定期的な河川の巡視により早期発見に努めるとともに、河川管理上の支障となる場合には適切な処理を行う。

エ. 伐採及び除草

河川環境への配慮から、現存の河畔林や水際植生は治水上支障のない範囲で、動植物の生息地・生育地の状況等で配慮し、保全を図るものとするが、流水の阻害や河川管理施設等に悪影響を与える河畔林については伐採する。また、必要に応じて除草を行う。

オ. 護岸、堤防の維持

護岸、堤防については、法崩れ、亀裂、陥没等の異常について、定期的な河川の巡視により、早期発見に努めるとともに、河川管理上の支障となる場合は適切な処理を行う。

カ. 構造物の維持管理

樋門・樋管、護岸等の河川管理施設については、所要の機能を発揮できるように定期的に点検整備を実施し、必要に応じて補修や更新などの適切な維持管理を実施する。

ダムの維持管理については、貯水池のパトロールやダム本体の漏水観測等の日常的な点検を行うとともに、観測設備、警報設備、取水設備については定期的な点検を実施し、機能の維持に努める。

第4章 河川の情報の提供、地域や関係機関との連携等に関する事項

第1節 地域や関係機関との連携等に関する事項

河川整備の実施にあたっては、流域住民ならびに関係機関と連携し、適切な管理に努める。また、流域住民に親しまれる川づくりを進めるため、関係機関と連携し、流域住民の河川愛護思想の普及に努める。

「減災対策協議会」において、自治体や河川管理者等の関係機関の取り組みを共有するなど連携を強化し、防災・減災対策を推進する。

さらに、「流域治水協議会」において、あらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる流域治水を計画的に推進する。

第2節 河川情報の提供の促進

雨量、水位情報を関係機関や住民にインターネット等で提供し、水防活動や避難等の必要な対策の支援等を迅速に行う。

また、河川事業に関する情報の提供や、環境教育の場を提供することにより、河川事業に対して広く理解を得られるように努める。

また、計画規模や現況流下能力を超える洪水に対して極力被害の軽減を図るため、関係機関と連携を図り、洪水ハザードマップ作成のための支援などを行う。

第3節 河川にかかる調査・研究などの推進

河川整備、維持、管理の基礎資料とするため、水文観測を継続的に進めるほか、必要に応じ河川及び河川周辺の環境調査などを行い、データの収集に努める。また、河川改修後の環境への影響については、関係機関の協力を得ながら継続して調査・研究を実施する。